

広島県環境影響評価技術審査会第2部会 議事録

1 開催日時

令和8年4月23日（木） 14:00 - 16:00

2 場所

広島県庁農林庁舎3階 集団指導室（広島市中区基町10-52）

3 出席者

委員：西村委員（部会長）、小川委員、和崎委員、五味委員、山本委員、今川委員、
崎田委員

参考人：パシフィック・エナジー富士三次合同会社、アジア航測株式会社

4 会議に付した議案の件名

（仮称）三次市糸井太陽光発電事業に係る環境影響評価準備書に対する知事意見に盛り込むべき事項について

5 議事の概要

- 第2部会委員8名中、出席委員は7名であり、広島県環境影響評価に関する条例施行規則第47条第5項の定足数（半数以上）を満たした。
- 山本委員を議事録署名委員に指名した。
- 出された意見を踏まえた県知事への答申案の追加及び修正が、部会長に一任された。

6 内容

- 全体的事項について

委員：住民説明会を開催したとのことだが、参加人数は几人か。

参考人：2回開催し、計12人が参加した。事前に個別説明をしたこと及び住民説明会の開催が平日だったことから、この参加人数になったものと考えている。

委員：事業者としては説明の義務を果たしている認識だと思うが、住民としては勝手に進められていると感じることもあるため、事業を進めていく過程で、今後丁寧な対応をして頂きたい。

参考人：三次市にも相談の上、住民に対しては、新たな説明会の開催が必要であれば地域として要望を出してほしい旨を伝えたところ、要望は出さないと伺った。

委員：事業場内に生息するサンショウウオはどこに移殖するのか。

参考人：オオサンショウウオは事業場内の2カ所で確認された。

まずは移殖ではなく生息地の開発の回避を検討するべきという環境省から

の指摘を踏まえ、1カ所については周辺の開発を取りやめた。

もう1カ所については、生息地としてより適していると考えられる事業場内の他の場所に移殖する。(具体的な場所の説明があったが、重要な種の保護の観点から、議事録に記載しない。)

委員：移殖する場所が事業場内であれば、事業者が管理できるので、良いのではないかな。

委員：事業者は良く対応をしていることから、三次市の意見は大局的な視点でのものになっているのではないかな。

○ 環境影響評価項目の設定について

意見なし

○ 大気環境（大気質、騒音及び振動）について

意見なし

○ 水環境について

意見なし

○ その他の環境（地盤及び反射光）について

意見なし

○ 動物、植物及び生態系について

意見なし

○ 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場について

委員：樹木の伐採は極力避ける旨の知事意見素案となっているが、樹木は伐採しないから良いということではなく、適切な管理も必要である。事業開始後も、適切に管理する旨の意見を盛り込んでほしい。

事務局：承知した。

○ 廃棄物（産業廃棄物、残土）について

意見なし

○ その他（環境影響の総合的な評価）について

意見なし

○ その他全体を通しての意見

委員：イノシシや鹿への対策について、今まではフェンスの設置等の対策はされていないのか。

事業者：ゴルフ場が運営されていた時期に、一部にフェンスが設置されたが、実態として現状は多くのイノシシや鹿が生息している。地元の猟友会等と意見交換し、フェンスの設置及び駆除で対応できると考えている。

委員：フェンスの設置によりイノシシやシカの侵入は防げると思うが、老朽化により防ぎきれなくなる可能性もある。その際は、猟友会に駆除を依頼するのか。

事業者：猟友会と連携した対応をしたいと考えている。

また、フェンスについては、常駐する作業員が維持管理をする。

委員：導線が盗まれるなどの事件が発生していると聞く。フェンスは、不審者対策も想定しているのか。

事業者：当事業は電気事業法の対象であり、電気事業法では設置するケーブルやフェンスにも規定が設けられている。電気事業法の規定を遵守することに加え、ケーブルの埋設や材質の変更、防犯カメラの設置などにより、盗難防止を図る。

委員：知事意見に盛込むべき事項（案）の表記の仕方について、水環境の内容が2つに分けて記載されているが、影響が懸念される事例が2つに分けて記載されており意見としては1つであるため、まとめた表記にするべきではないか。

事務局：修正する。

7 会議の資料名一覧

○ 出席者名簿

○ 配席図

○ 資料1 （仮称）三次市糸井太陽光発電事業環境影響評価準備書

○ 資料2 （仮称）三次市糸井太陽光発電事業環境影響評価準備書に係る審査表

○ 資料3 （仮称）三次市糸井太陽光発電事業環境影響評価準備書に係る知事意見に盛込むべき事項（案）

○ 資料4 三次市意見

○ 参考資料 広島県環境影響評価に関する条例及び施行規則等（抜粋）